

## 伊勢原市立小学校及び中学校の就学指定校変更の承認に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市立小学校及び中学校の就学指定校変更の承認について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就学指定校 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により、伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した小学校又は中学校（以下「学校」という。）をいう。
- (2) 就学指定校変更 学校教育法施行令第8条及び伊勢原市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（平成6年伊勢原市教育委員会規則第1号）第6条の規定に基づき、就学指定校以外の伊勢原市立の学校に就学することをいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍している者及び翌年度に学校に入学すべき者をいう。
- (4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。ただし、保護者がいない場合又は保護者の所在が不明な場合には、教育委員会が認めた者とする。

### (就学指定校変更の要件等)

第3条 就学指定校変更の承認要件及び承認期間の限度等は、別表のとおりとする。

### (就学指定校変更の申立て)

第4条 就学指定校変更を希望する保護者は、就学指定校変更承認申請書（第1号様式）に別表に定める必要書類を添えて、教育委員会に就学指定校変更を申し立てることができる。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、必要と認めるときは、保護者に対し別表に掲げる必要書類以外の書類等の提出を求めることができる。

### (就学指定校変更の承認等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申立てを受けた場合において、申立ての理由が別表に掲げる要件を満たし、就学指定校変更が必要と判断したときは、期間を定め、就学指定校変更を承認するものとする。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、必要と認めるときは、関係する学校の校長その他の者から意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の承認をする場合において、条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の承認をした場合は、保護者に対しては就学指定校変更承認書（第2号様式）により、変更後の学校長に対しては就学指定校変更承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

### (保護者の責務)

第6条 保護者は、その責任において児童生徒を就学指定校変更後の学校へ就学させる

とともに、承認期間終了後は、遅滞なく就学指定校へ就学させなければならない。

(就学指定校変更の不承認)

第7条 教育委員会は、保護者から第4条第1項の規定による申立てを受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、就学指定校変更の承認をしないことができる。

(1) 児童生徒の通学上の安全が確保できないと認められるとき。

(2) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難なとき。

2 教育委員会は、前項の規定により就学指定校変更を承認しないときは、保護者にその旨を書面により通知するものとする。

(承認の取消し)

第8条 教育委員会は、第5条第1項の規定により就学指定校変更を承認した後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該承認を取り消すことができる。

(1) 保護者が虚偽の申立てをしたことが判明したとき。

(2) 保護者が教育委員会の付した条件を履行しないとき。

(3) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難となったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により就学指定校変更の承認を取り消したときは、保護者及び児童生徒が就学する学校の学校長にその旨を書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により就学指定校変更の承認を取り消された保護者は、速やかに就学指定校に児童生徒を就学させなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に就学指定校変更の承認をされている者は、この告示より承認されたものとみなし、その期間満了の日までその効力を有する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に中学校に就学している者の扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年10月31日教委告示第19号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年11月1日から施行する。  
(伊勢原市立小学校及び中学校の就学指定校変更の承認に関する要綱の一部改正)
- 2 (略)  
(特色ある教育モデル校の承認に関する経過措置)
- 3 この告示の施行の際、現に改正前の伊勢原市立小学校及び中学校の就学指定校変更の承認に関する要綱別表の規定による承認は、当該承認期間の限度まで、なおその効力を有する。  
附 則 (令和5年3月31日教委告示第4号)  
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

就学指定校変更の承認要件		対象学年	承認期間の限度	必要書類
1	通学区域外への転居が確実で、転居予定地の学校に就学を希望する場合	全学年	転居予定日まで	状況を証明できる書類
2	通学区域外へ転居した後も在学していた学校に継続して就学を希望する場合	全学年	卒業まで	
3	住宅の新築、改築等に伴い一時的に通学区域外へ転居する間、在学している学校に就学を希望する場合	全学年	必要と認められる期間	状況を証明できる書類
4	保護者の勤務状況等により、児童生徒を監護できないため、監護者が居住する地域の学校に就学を希望する場合	全学年	卒業まで	保護者の就労証明書等及び監護者が監護することを証する書類
5	市内の病院に入院し、院内学級に入級を希望する場合	全学年	必要と認められる期間	入院証明書及び院内学級入級願
6	兄弟姉妹が就学指定校変更により在学している学校への就学を希望する場合	全学年	卒業まで	
7	教育的配慮			
	①いじめ、不登校等により就学指定校の変更を希望する場合	全学年	卒業まで	教育委員会が必要と認める書類
	②就学指定校変更により就学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が進学する中学校に就学を希望する場合	新中学1年生	卒業まで	
	③小学校時代に活動実績のある部活動が就学指定校になく、当該部活動が存在する学校への就学を希望する場合	新中学1年生	卒業まで	
	④同一小学校区で進学する中学校区が2つ以上に分かれている場合で就学に当たり教育的配慮が必要なとき	新中学1年生	卒業まで	
⑤その他特別な教育的配慮が	全学年	必要と認められ		

	必要で、就学指定校以外の 学校に就学を希望する場合	る期間	
--	------------------------------	-----	--

# 就学指定校変更申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

保護者氏名  
電話番号 ( )

次のとおり、就学指定校以外の伊勢原市立小・中学校に就学させたいので申し出します  
なお、当該児童・生徒の登下校の安全については、保護者が責任を持ちます。

児童・生徒	フリガナ		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	保護者との関係	
	変更前の住所			
	変更後の住所			
	就学希望校及び学年	伊勢原市立 小 中学校	第 学年	
	就学希望期間	年 月 日 から	年 月 日	
	就学指定校及び学年	伊勢原市立 小 中学校	第 学年	
就学指定校を変更したい理由	----- ----- ----- ----- -----			

(保護者→教育委員会)

年 月 日

様

伊勢原市教育委員会

### 就学指定校変更承認書

年 月 日付けで申請のありました就学指定校の変更について、次の条件を付し、承認いたします。

児童・生徒	フリガナ		性別		
	氏名			保護者との関係	
	生年月日	年 月 日生			
	変更前の住所				
	変更後の住所				
	就学承認校	伊勢原市立 学校 第 学年			
	就学承認期間	年 月 日 から	年 月 日		
	就学指定校	伊勢原市立 学校 第 学年			
保護者氏名					
承認条件					
		-----			
		-----			

(教育委員会→保護者)

第 号  
年 月 日

学校長 殿

伊勢原市教育委員会

## 就学指定校変更承認通知書

次の児童生徒について、就学指定校の変更を承認したので通知します。

児童 ・ 生徒	フリガナ		性別		
	氏 名			保護者との関係	
	生 年 月 日	年 月 日生			
	変更前の住所				
	変更後の住所				
	就学承認校 及び学年	伊勢原市立	学校	第	学年
	就学承認期間	年 月 日 から	年 月 日		
	前(現)在籍校 及び学年	伊勢原市立	学校	第	学年
保護者氏名					
就学指定校の 変更理由					
	-----				
	-----				

(教育委員会→学校長)